

事 務 連 絡

平成22年12月8日

岡山県医師会
岡山県病院協会 } 御中

岡山県保健福祉部健康推進課

院内感染防止目的におけるH I V検査の実施について（通知）

このことについて、平成22年11月25日付け事務連絡にて厚生労働省健康局疾病対策課から、別添のとおり通知がありました。

H I V検査の実施については、平成5年7月13日付け健医感発第78号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「H I V検査の実施について(通知)」により、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこととなっており、観血的処置を行う場合において医療機関内の感染防止を主たる目的としてH I V検査を実施する場合にも、患者本人の同意が必要となっております。

つきましては、医療機関における患者に対するH I V検査の実施に当たっては、より一層御留意いただきますよう、各保健所・保健所支所から周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても、会員への周知についてご配慮くださいますよう、よろしく申し上げます。

なお、本通知につきましては、「岡山県保健福祉部からのお知らせ」にてご覧になれます。

◎岡山県保健福祉部からのお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

岡山県保健福祉部健康推進課感染症対策班
難波陽子
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
Tel. 086-226-7331
Fax. 086-225-7283

事 務 連 絡

平成22年11月25日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)エイズ対策担当者 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

院内感染防止目的におけるH I V検査の実施について

エイズ対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り御礼申し上げます。

今般、エイズ治療拠点病院において、院内感染防止の目的で実施したH I V検査について、患者に十分な説明を行わずに、多項目にわたる検査と包括して患者の同意を得て当該H I V検査を実施し、その費用を患者に負担させていたという事例が発生いたしました。

本事例の記事については、別添のとおりですが、H I V検査の実施に当たっては、平成5年7月13日付厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知「H I V検査の実施について（通知）」に基づき、今後このような事例が発生することのないよう一層御留意いただき、関係者に対して周知徹底を図られますよう、よろしく願いいたします。

院内感染防止目的のHIV検査費

患者3万5千人に返金

浜松の2病院

国内最大規模の社会福祉法人「聖隷福祉事業団」が運営する聖隷三方原病院と聖隷浜松病院（いずれも浜松市）が、手術を受ける患者らに、求めがなくてもエイズウイルス（HIV）感染を調べる検査をし、一部の患者に検査費用全額を負担させたことがわかった。医師らへの院内感染防止が目的とされ、厚生労働省は「病院側が望ましい」としている。両病院は「不適切だった」として、約3万5千人の患者に計6千万円以上を返金する。

厚労省「病院負担望ましい」

厚労省や医療関係者によると、手術前の患者には感染症対策として、肝炎などの検査をするのが一般的で、公的医療保険も適用される。一方、手術前のHIV検査は増えているとみられるが、厚労省は「患者の感染を疑って、はなから院内感染防止が目的の場合、保険給付の対象とするべきではない」として、

の観点から、本人の同意を得て実施することとして、院内感染防止を目的とした場合でも患者の同意が必要と定めている。HIV検査について両病院は手術の同意をとる過程に記述していたが、その他の項目と一括して同意を得て

両病院によると、HIV検査は出血を伴う手術を受ける患者らに実施。1999年以降だけで延べ約3万5千人に全額を負担させていた。浜松病院は1回につき税込みで2600～1990円を、三方原病院では1000円を、徴収していたという。手術前のHIV検査について、静岡県では「大量出血を伴う手術を受ける患者」など

聖隷福祉事業団
1都7県で病院や特別養護老人ホームなど約100施設を運営する。職員数は非常勤を含め約1万人。国立病院の経営を引き継いだり、系列の聖隷クリストファー大学（浜松市）が医学部の新設を検討したりしている。三方原病院は現在、ドクターヘリを静岡県の委託で運航するなど中核的な病院となり、浜松病院ともともにエイズ治療の拠点病院でもある。

三方原病院は「十分と雷われるところかもしれない」と説明。両病院とも今は、保険が適用されない患者はHIV検査を取りやめ、検査をする場合も手術同意書とは別の書類で同意をとる方式に変えたという。両病院とも検査で感染が判明した場合には患者に通知し、治療する方針という。同事業団が運営する系列病

保険適用求める声も

HIV感染症が専門で、職業感染制御研究会顧問の木村哲・東京通信病院院長によると、ほとんどの医療機関が手術前にHIV検査を実施しており、病院側が費用を負担しているという。「医療従事者の安全を確保するための検査なのだから、病院側が費用を負担することが望ましい」と、HIVに感染していても潜伏期は数年に及び、検査し

患者の承諾前提

中央社会保険医療協議会委員の勝村久司さんの話。医療従事者への感染予防は病院側が本来備えるべき安全対策の問題で、患者に自己負担させていたのはおかしい。仮に患者が検査を承諾していなかったら過剰医療に当たる。検査費用に保険を適用してはという意見については、「患者の承諾を得て患者のために検査をする」ことが大前提となる。検査の意味についてきちんと説明するべきだ。

都道府県
各 衛生主管部(局)長 殿
指定都市

厚生省保健医療局
エイズ結核感染症課長

HIV検査の実施について(通知)

エイズ対策の推進については、日頃よりご協力いただいているところであるが、近時、HIV検査の実施において、本人の同意なく実施していた事例が見られることから、HIV検査に係る以下の事項につき貴管下関係機関の指導をお願いする。

記

1 HIV検査実施に対する基本的な考え方

HIV抗体検査の実施に当たっては、人権保護の観点から、本人の同意を得て検査を行うこと。

また、検査結果の取扱いについてはプライバシーの保護に十分配慮すること。

2 医療機関におけるHIV検査実施について

患者に対する検査実施に当たっては以下の点に十分配慮すること。

(1) 患者本人の同意を得ること。

観血的処置を行う場合において医療機関内感染防止を主たる目的としてHIV検査を実施する場合にも、患者の同意が必要であること。

患者本人が意識不明である等により同意がとれない状況においては、医師の判断によってHIV検査を実施することも認められる。小児患者に対してHIV検査を実施する場合には、保護者の同意を得て行う。

なお、HIV検査の実施に当たって患者の同意が得られない場合には、HIVに感染している可能性があることを前提として対応する。

(2) 検査前及び検査後の保健指導あるいはカウンセリングがなされること。

(3) 結果についてプライバシーが守られること。

(4) HIVに感染していることが判明した患者・感染者に対して、検査を実施した医療機関において適切な医療が提供されること。やむを得ず検査を実施した医療機関において対処できない場合には、他の適切な医療機関へ確実に紹介すること。

なお、各都道府県においては、エイズ治療体制の整備に努めること。

妊婦に対してHIV検査を実施する場合には、検査前後のカウンセリングが

特に重要となる。

また、検査結果についてはプライバシー保護の観点から母子健康手帳に記載しないこと。

3 医療従事者に対する検査実施について

医療従事者のHIV検査の実施に当たっては、あくまでも本人の同意のもとに任意で行い、結果についてのプライバシーの保護に十分配慮すること。

4 就学時、就職時のHIV検査の実施について

HIVは日常生活においては感染しないことから、就学時、就職時のHIV検査は実施しないこと。